

第10回自主共済組織学習会報告

「ヨーロッパ共済組合法再検討の動向と共済組織の法的位置づけ」

石塚 秀雄

●EUの共済組合法の再検討

松崎良（東日本国際大学）は、自主共済が今後持続していくには、共済法という独自の法律がないとアイデンティティがうまく主張できないのではないかと考えていて、私も基本的に同じ発想を持っています。根拠は欧米には保険ではない共済組織の法律および実態があるということです。日本の今の金融庁等の保険に一本化してこうというのは非常に乱暴な議論です。最近、後期高齢者法とか、労働者派遣法とか見直しが続いているので、共済関係でも保険業法の修正等を含めてまだまだいろいろやっていく可能性、余地があるのではないかと考えています。

EUはEU委員会（コミッション）とEU議会（パラメント）と大きく分けて2つに分かれています。委員会はどちらかというと官僚組織で、議会は政治的な性格があります。今、ヨーロッパ議会は半分ぐらいが社民系だと思いますが、EUは必ずしも利害関係が一枚岩ではありません。

ヨーロッパ共済組合法案は1991年にできました。当時3種類の法案がセットで出された。それは社会的経済3法と言いまして、ヨーロッパ協同組合法、ヨーロッパ共済組合法、ヨーロッパ・アソシエーション法であり、本当はもう1つ、ヨーロッパ会社法の4点セットで議論されていました。

なぜ4点か。共通点は附帯規則でそういった4つの企業体といいますか、事業体の従業員参加の形態をきちんと明記しなさいというのがあって、それとセットになって、3+1の法案が議論されて、そこでスタートした。一番早くできたのは会社法です。サッチャーがいた時、イギリスはEUに反対してしまして、EUがいろんな規則を作るとか、とくに会社法に反対して、サッチャーの時は

あまり進まなかったのですが、その後進んで会社法ができた。

2003年に協同組合法ができました。この会社法と協同組合法がどうして早くできたのかということ、やはり企業性が強いといえますか、マーケットという市場性が強いものだったのでこの2つはできたのだと思います。

共済法とアソシエーション法は、もともと非市場的な側面が強かったわけです。ただ、EU委員会は最初の共済組合法は保険に合わせる形で法律案を作るという意図があった。なんとすればEU法は国境をまたがって、ヨーロッパの中の2か国以上にまたがる組織のための法律であります。国内だけのものは国内法が優先されますから、国境をまたぐことは必然的にマーケット性が出てくるわけです。

日本でいうと生協が圏域をまたいで事業をやりたいこととよく似ていて、一方で日本の生協でも圏域という範囲を守って、顔の見えるところで地域に根ざしてやるべきではないか。そういう少数意見もありましたが、生協改正ではそういった圏域が緩んだわけです。

EUの共済組合法も、したがって性格的にいくつかの国家をまたがる多国籍的な活動をやるもの、ということなので、どちらかというと保険重視の考えで進めてきた。

しかしながら各国の共済の実態調査やヨーロッパ全体の共済保険等の連合会からの聞き取り調査をして2003年10月にEU委員会が調査報告書を作った。そうしますとヨーロッパ各国で共済と言っても性格が異なる感じのものがある。大きく分けると、2つぐらいに分かれる。1つは、共済保険と呼ばれるような保険業に似たようなものです。

もう1つは、ヨーロッパの医療制度、社会保障

制度の中に組み込まれた、あるいはリンクした医療保険、社会保険等をやるもの、およびいろいろな社会サービスを行うものと大きく分けて2つぐらいに分かれる。それは国によってあり方がちがう。そういうことがわかったことが1つ。

この調査で共済側が強調したのは、保険原理と共済原理のアイデンティティは違うものだという事です。2005年9月27日にEU委員会が15年ぐらい経って共済法案を撤回する。撤回とは何か。裏返すと共済組合法はいらぬんだ、保険会社を規制する法律で一本化しろということです。撤回で法律がなければ他のもので適用することになるのは当然でしょう。

それに対して共済セクターは反対意見をだしました。ヨーロッパの共済連合会は大きく3つある。AIMは国際共済協会というものです。この共済組織は、いろいろ共済もやり、さらに医療活動とか、その他社会活動とか、いろんな施設も持っているという団体が集まっている連合会です。

ACME(アシム)とAISAM(アイサム)は協同組合保険や相互(共済)保険会社の連合会。などと総合保険会社が集まっている。AIMはいろんな基本的には多面的な社会サービスを含んだところですし、ACMEとかAISAMは相互保険的な性格が強い。この3つが反対意見をEU委員会、EU議会、EUの社会経済委員会に意見書を出した。すなわち、共済組合法を作らないのはよくないと。

2005年にEUの委員会は、EU全体の法制をどうするのかという議論の中で、ヨーロッパ共済法、アソシエーション法は引き続き検討していくんだと表明し、2006年3月にEUはさらに二転して、やはり法案を作るのは止める。3か月ぐらいで態度がコロコロと変わった。

これに対して共済セクター、あるいは社会的経済セクターは2法案を提出すべきだと意見表明した。2006年6月に、EU議会が、EU委員会に対して、2法案の取り下げ(含む従業員条項)はいかなものかと非難をした。その理由として2003年のEU委員会のアクションプランで、社会的経済法制は推進すると言っているではないか。ちゃんと法律を作りなさい、ということです。

根拠の1つは、EU法制というものは、公正でなければいけないので、たとえば共済とか保険の

事業で単一の企業形態、すなわち株式会社等に有利な保険法は、単一の企業形態、ビジネスモデルだけに有利になる。それは公平性に反するだろうということがEU議会の説明です。それに対してEU委員会は、会社法などでガバナンス問題の検討のときに、ちゃんと共済セクターの意見を聞くから、といういわば言い訳がましいことを言っただけで逃げをうった感じです。

2006年9月にEU議会はヨーロッパの将来の社会モデルという決議をして、その中で社会的経済を推進していく共済組合法、アソシエーション法を導入すべきだという決議をしました。これは「ソーシャル・ヨーロッパの実現」という、EUのもととの2大目標に合致したものだと言えらると思います。

EU議会とEU委員会のすったもんだはさらに続いて、EU委員会のほうは着々と保険的な整備をすすめていまして、2007年7月にEU委員会は「保険業者の新ソルベンシー」指令(ディレクティブ)を出しました。「ソルベンシーII」というもので、これはヨーロッパのみならずグローバルな影響を保険業界に与えるだろうと言われていたものです。

こういう中で、共済組織も保険的な事業をやった時には、ソルベンシーのいわば規制の対象になっていくという方向性が出てきている。

日本的な言葉で言うと、イコール・フィッティングをすすめていく。あるいは、保険のきちんとした財政的な裏付けとか、顧客保護とかのテーマにつながっていく議論がここから出てきていると思います。

2007年9月4日にEU議会の決議で、EU法制化のためにということで、再びEU委員会に対して、リスボン会議での重要決議の中に、共済問題が入っていたのでこれを再度ちゃんと法案として提出するように、と委員会に要求しております。

これに沿って2007年12月12日に、ヨーロッパ共済セクターの3つの連合会は新しいEU共済組合法の文章案をEUに提出して、いわゆる法案を作りなさいと言っております。

●問題点

いわゆる EU は EC と言われていた頃からローマ条約やマーストリヒ条約などその都度憲法的なものができていますが、1973年に保険等の EU 指令が出たものの、共済組合の規定としては非常に不十分だった。

EU は27か国加盟しています。新参の東欧諸国等は、昔は社会主義体制だった国です。これは協同組合もそうですが、そういう国は社会主義体制の中で、親方赤旗的な協同組合とか共済組合に対して非常に悪い感情や印象を持っていて、社会主義体制が崩壊したときに、協同組合の営利化がすすんだ。一方、西ヨーロッパの協同組合セクターや社会的経済セクターは、旧社会主義諸国の新しい法制化の中に、いわゆる西ヨーロッパ型の協同組合や社会的経済、非営利協同セクターの原理とか原則を持った組織に転換させていくための法制化のための支援を一定程度すすめてきていますが、しかしながら全体として共済組合にも見られますように、旧社会主義国ではそういう法律がほとんど作られていない。東欧諸国に保険業法、保険会社の法律しかない状況で、EU の中で共済組合法、総合保険といいますか、共済保険の議論の中で、国によって発言の傾向がいくつか分かれるという実態があるので、その辺の EU 全体のフラットな EU 共済組合法を作るときに、旧社会主義国の多くは「そんな関係ないよ」という態度に出してくる国もある。

EU 共済組合法の必要性は、共済セクターの主張からすると、先程も言いましたが、株式会社モデルでやるということは、公平性に欠けるし、共済組合には合致しないということです。すなわち共済組合は株式ではなくて基金、ファンドである。経営参加とか、リスクに対する集団的な連帯と保険の個人的リスクとの違いがあるので、そこはやはり共済組合というものは法律が必要ではないかということです。

「ソルベンシー II」の方向性は、基本的にリスク型の保険会社という保険業界の営利化案が結果的に促進されて、共済組合は押されてしまう可能性がある。そういうことで反対をしている。

ヨーロッパの共済セクターの議論で共済組合に

対する誤解というか、意見、批判が（悪口かもしれないが）、まず共済組合というのは非常に古いモデルであって、歴史的にエジプトとかピラミッドの頃とか、そういう話からルーツがあるが、もう現状に合わないのではないかと。ヨーロッパにおいても共済組合が盛んなのは、オールドな国々。オールドというのは EU の元々の加盟、EU を作ったような国々である。それは東欧とかの国に合わないのではないかと。

1990年代に私がイギリスに行った時に盛んに協同組合の人たちが非協同組合化、営利化の議論をしていました。当時、ビルディング・ソサエティ（共済組合）の大きなもののうちの半分ぐらいが営利会社に売り払ったり転換してしまっただけで、それが非協同組合化、非共済化です。理由は、ビルディング・ソサエティ法が改正されて、企業転換してもいいと法律が改正されたために、要するに転換して儲けたカネを経営陣で山分けしよう。こういう動きがあって、これは協同組合、イギリスの生協なんかも危うくなぞの投資家によって売り飛ばされそうになった。確か協同組合連合会の経理にもぐり込んできて、知らない間に工作をして売り飛ばそうとしたという事件がイギリスでこの当時ありましたが、法律が変わって、そういう投機的な動きが出てきたわけです。その動きが10年ちょっと続いていますし、今の日本の生協、農協の動きとか考え方を見ると、日本は10年、20年遅れて非協同組合化が進むのかというタイムグラが起きているのかもしれない。

もう1つの批判は、共済というのはフランスの概念ではないか、と。確かにその批判に対するそれなりの理由、根拠はある。というのは南欧系を中心にした国では独特の社会保険型の歴史、共済組合の歴史があることと、法律があるということです。そういうことで、共済法がある国がいくつもある。

EU 共済組合は、EU 協同組合定款を利用すればいいではないか。こういう話はよくあります。日本だって、そんな法律を新しくつくらないで、企業協同組合法を使ったり、事業協同組合法を使えばいいじゃない、一種便法ですが。戦術的にはいろいろありますが、原理的にはちゃんと違うものとして法律があったほうが望ましい。

●EU共済組合法案への対案

ヨーロッパの共済セクターによる共済組合法の対案では基本的に共済の定義が重要です。共済組合、共済組織はメンバーの利益のために財とサービスの提供とか、連帯的金融をやるんだ。資本を持つのではなくて、基金（ファンド）を持って、資産（アセット）に対するメンバーの権利はない、と。

もう1つ重要なのは、民主主義に基づくガバナンスです。これはヨーロッパの共済セクターのみならず、社会的経済セクターが極めて第一義的ということは、民主的な経営、運営をやるんだという。アメリカのNPOの定義は、民主主義がないんです。サラモンとかアメリカの研究者がNPOの定義は何かというと、ガバナンスについては触れていない。民主的ガバナンスということ。「なぜだ」と聞いたら、「そんなの言わなくてもそうなんだ」という返事です。アメリカ人はいつも家で、お前を愛しているよ、と言わないとわからない国民だから、ガバナンスだって民主主義的ガバナンスだといつも言わないとわからないのではないかと。ヨーロッパは民主主義ということを非常に強調します。

非分配原則については協同組合とは定義が違う。協同組合は資本があるし、非分配原則は当てはまらない。分配するんです。適切に分配をするといつて、ここは論争があるところです。

EU共済法案の元々の名称は **European Provident Mutual Society** です。プロビデントとは何かというと、医療・福祉という感じですが辞書を見てもそんな訳語は出てきませんが、語源的には神の真意です。共済の活動としては保険とプロビデントの活動、医療・社会福祉活動、**General Interest**（公益性）をもったもの、クレジットなどが含まれます。これが共済組織あるいは共済組合であって、いわゆる保険とは違うものです。

対案第3条はヨーロッパ共済組合の性格についてです。有限責任法人で、不可分積立金に基づく。資本をもたない。民主主義的に経営され、メンバーによる共同的な財源による。こうした内容が古い撤回されたものにはないです。

対案第4条は目的についてでこの内容もEU

法案にはない。メンバーのニーズの満足。サティスファクション。利益を株主報酬として行うものではない。契約に基づく資本つながり、という考えではなくて、金融連帯に基づくもの。ですから、契約とか資本という言葉は本来、共済にはなじまないと思います。

●ヨーロッパの共済団体

簡単に触れます。ヨーロッパの共済団体。先程言いましたAIM（国際共済協会）。これは自分たちは、社会的経済セクターの一員であるという考えを明確に持っている。とくに、AIMはいろんな医療とか、社会的排除の問題とか、その他の活動もやっています。

AIMの定款を見ますと、共済概念。医療と福祉、連帯→金融的連帯、医療へのアクセスの平等。管理の自主性→公権力の独立性。非営利である→いくつかの国では公益性の認定。これはとくにドイツとか、オーストリア、スイス等の保険監督法の中に「疾病金庫」という条項があります。いわゆる疾病金庫と呼ばれるものが、医療保険団体（共済団体）として制度化されて組み込まれているわけです。そういう形で制度化されているので、共済そのものはある意味見えづらい。

共済という言葉だけで考えていくと、疾病金庫というと、共済と書いているわけではないので、法律的に見るとわかりづらいですが、細かく見ていくとちゃんと共済の法律の規定もあるんですが、見えづらい国がある。

ヨーロッパは国によって共済の法的な位置づけとか、役割とか、ちょっと分かれているので、単一なシンプルなものとして見るということとはできない。とくにAIMは、いわば医療制度とか、医療セクターとかなり密接に関係した事業をいろいろやっている。いわゆる社会福祉の分野にかなり立ち入ってやっているということが言えます。

したがって、EU協同組合法に対して前面に立つのはAIMではなくて、残りの2つです。すなわち国境を越えているいろいろ、主として共済保険的なものを展開する分野です。しかし各国まで下がってみるとAIMに入っている団体の力も大きいと言えると思います。

ICMIF（国際協同組合保険共済連合会）で2001年に『われわれの共済の価値化』という報告書を出して、そこで営利化が進んでいることについて議論を展開しています。なぜ共済の営利化が進んでいるのかというと、効率性を重視する、資本をたくさん取得したい、投資家も増やしたい、保険のカスタマー（顧客）を重視したい、市場競争があるから、ということです。このためにイギリスのビルディング・ソサエティをはじめ、共済組合がかなり営利会社に身売りしたり、営利化していくことが起きたわけです。

これに対して、ACMEの議論は営利化しなくても共済組合は保険市場において効率性その他で保険会社の営利保険には負けませんよ、あるいは独自の領域を確保していますよ、そういう結論が1つでした。要するに共済組合の組合員とはもともと歴史的につくってきた労働組合とかアソシエーションとか、いってみれば非営利協同セクターのいろんな団体がメンバーなんだから、組合員を重視して社会的責任を投資して、雇用を創出しましょう、と、自分たちの共済の価値を主張していました。

ヨーロッパでの議論は、日本でも同じですが、やはり保険市場の中でそこと重なる部分があるわけです。その中でいかに共済のアイデンティティを確保しながら競争していこうかということです。そのためにきちんとした法律が必要だ。法律がなくていいよ、というのはいかん。それは日本にも当てはまって、これは先程言いました松崎良さんが『労働共済連』誌に書いていましたが、やはり独自の共済業法と共済契約法を日本でも作るべきだ、というのは非常に重要な考えではないと思います。

ヨーロッパの共済保険事業団体が各国にありますが、その多くがEURES（ヨーロッパの社会的経済の共済連合会）に加盟している。法人形態は協同組合、相互保険会社、共済組合、株式会社などいろんな形態があるわけで、法人形態は単純にいえません。各国の法律が違うことが大きな理由です。言えることは、これらの団体は自分たちが共済セクターであって、社会的経済セクターなんだという認識を持っていることがポイントです。

いわゆる共済組合法がある国が幾つかあるわけ

です。ポルトガル、スペイン、イギリス、イタリア、ベルギーにある。ドイツとかオランダとか、いわゆる疾病金庫、保険監督法がいわゆる自主的な共済に当たるものです。協同組合法でも協同組合保険と呼ばれるものとしてある。イギリスもそうですが、イギリスは一番、法律的には共済の概念が幅広い。

● 若干の事例

イギリスの場合、いわゆる友愛組合（フレンドリー・ソサエティ）法があり、これは保険が主なんですが、貸付、葬儀、社会活動などいろんなことをやるものです。

それからビルディング・ソサエティ法もある。これはもともとは住宅関係です。社会的住宅といいますが、そういうことのための基金、貯金だったわけですが、これは非常に幅広い活動を行う団体です。イギリスは2000年に金融サービス市場法（フィナンシャル・サービス・アンド・マーケット・アクト）というのが出て、ここでフレンドリー・ソサエティとビルディング・ソサエティの保険的な業務を規定する。もちろんクレジットユニオンも含まれている。イギリスの共済は、実態的にいうとかなり広いです。チャリティ法だとか、協同組合法に当たる産業節約法。あるいは会社法、有限保障会社法（CLD） いろんなものが共済的な活動、つまり mutual 概念に相当するものをイギリスはかなり幅広くやっている。

フランスは、ある意味では日本にかなり参考になる共済的な運動をしていると思います。ミチュアリティ・フランセイズというのがフランスの共済の連合会で、病院だとか、医療活動などを傘下におさめてやっている。スウェーデンのフォルクサム保険会社も傘下に病院を持っているという話です。

共済組合がいろんな社会的な事業をやる組織を持っているのが、保険会社と共済組合を分けるもう1つの大きな違いかなという気がいたします。

今、EUの中で、EU議会とEU委員会が対立しつつ、この共済法の制定を進めていこうという、いわば進行形の状態にある。この先どうなるかは予断を許さないのですが、しかし、もともとの経

過からいうと、社会的経済3法案が91年から会社法とセットになって検討してきたので、やはり当初の目的通りにちゃんと作るべきだろう。これを作らないと、ヨーロッパ・アソシエーション法と合わせて、ヨーロッパ共済組合法というものがないとEUの全体の中での社会保障制度、あるいはソーシャル・ヨーロッパの国境を越えた、横並びでやっていくというEU本来の目標を達成する手段の一つが欠けることになりますので、作られるべきだと思いますが、これは政治の状況でどう変わるかよくわからない。

こういった動きは日本の自主共済という分野が主体となって、日本の共済セクターについてきちんと正しく、アイデンティティを構築すべきだろうと思います。

企業の社会的責任、社会的企業に関してのアメリカの議論はどちらかというところと経営者にとっての責任なんです。でも共済というのは経営者はメン

バーシップでやるものですから、いわゆるプリンシパル・エージェンシー型の企業経営ではなくて、共済はマルチステイクホルダー型です。組合員が自主的、民主的に運営して、自分たちのために連帯的にファイナンスをしていったり保険事業をするものである。

日本では、松崎さんが準備しているらしいですが、ヨーロッパの共済セクターと同じように、基本的な性格規定とかを盛り込んだ法案を作っていくことをやっていったらいいのではないかと。それをやらないとソルベンシー的な方向で日本は極端に保険業法に一本化する。EUの共済セクターが主張するように、それでは市場競争で公平性、機会平等が保たれないではないか。営利保険会社だけが有利なのはいかがなものかという主張を、ヨーロッパと同じように日本でもうまく展開できたらなと思うところです。

〔質疑応答〕

—— 疾病金庫というのは。

石塚 疾病は病気です。疾病金庫（克蘭ケ・カッセ）。そう訳しているからそう言っているだけです。患者金庫です。フランスでもそうですね。

—— ヨーロッパは共済法があり、保険機構を取り締まる法律と共済法というのはどちらかに偏ることがないように、意識の部分がかなり重要と見なして。今の日本で考えるとそういう意識とは違うと思うんですが、たとえば民間保険を医療保険に変えていくべきだと財界などは考えていますが、自主共済の問題もおそらく議論がされた金融審議会の段階では知られていなかったとしても、むしろこの問題をきっかけに自主共済が出てきたことを歓迎している人がいると思うのですが、新たな市場にしたいという。いままで取り扱ってこなかったようなところを、もともと排除してきて、そのような自主共済が生まれてきたということもあるんですが、いわゆる第三分野といわれる保険が振り分けられてきたり、外資が入ってくることによって、いままで日本ではなかった知的障害者

の方々が保険料は別として保険がかけられる。

私たちがこの間、国会に適用除外を訴えたと同時に、保険会社の人たちが訪れてきますが、医師の市場を大変喜んでいてというか、狙っているような発言をちょこちょこされるんです。

国をあげてという言い方は大げさかもしれませんが、共済を残そうという意識がまだ弱くて、先生がおっしゃられている共済法の話、それを作ったあとどういうふう運用、活用していくのか。ヨーロッパと大きくかけ離れているところが日本にあって、日本、アメリカという保険市場の1位、2位を争うところがあるんですが。

お伺いしたかったのは、ヨーロッパも保険市場がかなり大きくなっていて、大きな保険会社もいっぱいあると思うんですが、そういう共済法が共済法としてある中で、民間保険を行っていいか、その辺を教えていただきたいと思います。

石塚 ドイツは医師会があって、たとえば診療報酬とかは医師会も関与して、患者方も関与して、医師会の力が非常に強いわけです。患者のほうは疾病金庫（克蘭ケ・カッセ）があって、そういうものの背後に共済保険があります。共済保険があって株式会社保険も入っている。いわゆる共存

・競合している。

たとえば医者が入る保険だって民間の保険も宣伝してやっているわけです。基本的に市場では共済セクターと営利保険セクターは競合している。では、なぜ競合して日本みたいに片方をつぶしちゃえみたいなことができるかという、日本の論理は郵政民営化もそうですが、営利セクターが、ここは郵貯がたくさんあるからとか、農協にカネがあるとか、郵政を草刈り場みたいに思って、民営化すればそれが自分たちの市場の場所になる。

それは弱さがあると思うんです。だれが弱いのか。1つは職能的な団体です。労働組合とか、職能団体とか、市民的な一般のいろいろないわゆる NPO アソシエーションとか、協同組合とか、そういう社会運動、社会的な非営利的な共同事業をやっているところが日本は弱いために歯止めが効かなくて、できたものも民営化されて、既存のものも民営化されていったり、あるいは細々と自主的にやっていたものも民営化される。そのときの運動体の歯止めが見るところ、ヨーロッパなんかより伝統的に意識化してやってこなかったことがある。

僕は前から思うんですが、日本の協同組合とか、非営利協同セクターの人は法人形態、組織構造について関心が弱いんです。ヨーロッパに行くとも研究者はそういうことは第一に問題になる。法律があるかないかにしても、どういう組織で、どういう価値観を持って、どうやって定款を持ってやるのかという規定性をきちんとやるんだけど、日本の場合はなんとなくやっている。その辺の議論が弱いために、営利的なセクターから攻撃を受けると、守る手だてがない。ある傘の下に集まるにしてもその傘の定義がうまくできないので人が集まらないという傾向があるのではないのでしょうか。

一口に言うと、ヨーロッパは労働運動と職能団体、それから市民的なアソシエーション活動の歴史が日本に比べると、なんとといっても100年以上の長さがあって、それが大きな力になっている。もともとはこういった共済組合は、ヨーロッパの場合、国家より早く社会福祉サービスを行って、それがビスマルク等々で福祉国家に組み込まれていくのは、19世紀から、あるいはイギリスのピバリッジでいうところの戦後です。その前に、社会福祉サービスを担ったのは共済組合であったわけで

す。そういう歴史がヨーロッパにはあったわけですから。日本は協同組合は上から作ってきたものなのでその辺が弱いのかと思います。競争・共存を避けるわけにはいかないし、だからこそ共済法と保険法は共存しなければいけない、あるべきだ。共済がなくてはいいんだというのでは話は相当乱暴。グローバル・スタンダードから言って乱暴です。

—— 関連するんですが、ちょっと違う観点から。ヨーロッパの話が出ていましたが、きょうのご報告からズレちゃうかも知れませんが、規模の小さい共済組合は。共済が大きい組織の話と受け止めをしたんですが、それと今言われている自主共済というような形で連帯していることはないでしょうが、そういうものに対してどういうふうにならざるの国は見ているのか、ヨーロッパ全体としてはどんなふうに見て対応してきたのか。

石塚 共済セクターの EU 法の対する対案は規模を小さくして、最初の EU 案だと10万ユーロだが、出資金は1万ユーロとした。EU 法は国境をまたがるために、保険事業を中心にしている。協同組合と同様に今後社会サービスも国境を越えるかもしれないので、小規模の共済が国境を出る可能性は高いと思います。

共済セクターは、小規模のものに対する配慮が従来の EU 共済組合法案にはない、ということ指摘していましたので、そういうことは視野に入っていると思うんです。

それから日本の自主共済のようなものにピットンコというのはなかなか見出しづらいと思います。いま似たような組織を探しているところですよ。

保団連さんの場合は、ドイツの医師会がいろいろな患者団体、自助組織などと関係をもちながらやっているのが参考になるのかという気はします。

いま、金融庁の動きとかあるんですか。逆に聞きたいんですが。

—— 金融庁はいまのところないです。その後の詳しい状況をできるだけ出さないということですよ。国会の中は与党をなんとかしないとまずいだろうと、だいぶ変わっています。現実には署名の紹介議員になるというのが出てきて、いま消費者庁の話

が出ているので、綱引きしちやっているところがある。

最初にボタンのかけ違いというか、この間も坂井幸次郎先生が3つの問題提起をされていましたが、自分たちが基本的人権とか言葉にはしていますが、運動として自分たちの権利を守って拡大したり、縦割りとおっしゃられましたが、いろんなところと手を結んでやってこなかったということがあった。それがいま運動で広がる中で行政に対してどうなんだという見方が出てきたのと、与党であってもどうにかしなければいけないという流れになってきたので、その辺でこれからもっと運動を拡大しないといけない。

コメントするつもりはないですが、協同組合もこの間変わってきていて、大きな共済を抱えているような団体はこれからどういう方針でいくのか、私個人で心配をしている。そこにきて共済法という新しい定義をどう考えて、みんなのものにしていくのかというのを感じています。

さっきの質問は印象として受けると、風土、文化というか、共済をそれぞれ国や地域で見えてきたかを知りたかったのですが、日本の場合はその見方がそれぞれ関わっている人たちはそれなりの考えをもっていると思うんですが、一つのまとまったこういうものというのとはなかったように思うんです。その点で農協、生協の共済は大変大きな課題を抱えてやっていくので、一緒になって共済という文化的活動を守れるよう努力したいと思っています。そのために、自主共済ということではなくて、いろんなところと一緒に広げたいと思っています。

ちょっと気になっているのは、公益法人の方々がこれから大変な思いをされるということで心配されていて、意見が出始めています。国会議員に届いていないみたいです。

石塚 公益性の定義を県で決めて、相当厳しく狭くなると思いますが、どうしても「私益」と「公益」という2つしか分け方がないものですから、「協同益」で3つに分けるという発想が日本にはなかなか浸透しないので、そこはヨーロッパの理論の筋とは違っていると思います。放っておくと、本間照光さんが言うように、日本の社会が窒息し

てしまうと、共済つぶしが日本のいろんな社会をつぶすようなことにつながる。

そこまで最初から問題を大きく建てるとうみんなわからなくなるので、まず定義を整理して共済セクターというものがこれまで存在し、今後も存在すべきものだと訴えていかないといけない。

—— フランスの自主共済という話は聞けなかったと思うんですが、ヨーロッパは自主共済がいっぱいあると思うんです。その上にネットワークがあって、日本はやっと自主共済問題でネットワークができていますが、それまでも縦割りで民医連の共済組合はそれぞれの活動で、それを補完するようなものもなかったですが、ヨーロッパはネットワークがある。

それともう一つ、共済組合は自営共済とか全労済よりもっと大きい規模の共済があって、アメリカの資本に対抗してすごい商売をしている。あの人たちは自分たちの社会的企業だと自慢していましたが、すごい売上で、大企業並みの自動車保険とか火災保険を売って、何%シェアがあると自慢しているわけですが、それはそれでアメリカに対抗する感じ。もともと培ってきた産業の感じで、共済が地場産業になっている。

石塚 日本で気持ち的に抵抗があるのは、市場で競争すること。経済活動をしたりすると、それはよくないんじゃないか、みたいなことが一方にあるのと、共済についていうと、日本の共済組合は広く外に向かって社会運動体とか非営利協同セクターの組織に対して働きかけるのはすごく弱いと思うんです。組合とは称しているけれども、単に個人とか非常に狭い範囲の労働組合とか、ネットワークの作り方が弱かったと思う。ある運動体が共済をかけようと思った場合に、ヨーロッパの場合は共済組合がある。そこに何かする。日本はないから保険会社に行ってしまうみたいなどころがあると思うんです。

いろんな法律見直し論が起きているわけですから、保険業法もやり方によっては、そんなはずではなかったと文句をつけてやったらいいと思うんです。ある一定の説得性をもたないと、いけないと思うんです。ヨーロッパの状況が参考になるか

と思っています。

—— 日本のJAにしてもそうですが、制度共済と原理が経済的原理にしても保険とまったく同じことが適用されている。名前が共済であっても中身は保険。民医連の事業所でやっているようなもの。それはもう完全に保険です。共済はみんなの合意の下でしかやっていませんということでもいいけれど、共済の名の下ではそれを許さないです。契約者保護が前提にあつて、実態としては保険会社がやっていることにほぼ近いことを要求される。そこをもう少し消費者（国民）も意識を変えていく。今まで悪徳の共済会があつたというのもあつた。

石塚 フランスは共済法と保険法の共存と両方適用です。保険をやっているところは保険法を適用しなければ筋がおかしくなる。米国商工会議所の要望でも、数年先の見直しで、協同組合保険（共済）を廃止せよと書いてある。本丸はそこなのです。

—— インシランスになると個人の利益である保険をかける。共済とは原理的に違いますね。助け合いを受ける。

石塚 重なる部分が出てくると思うんです。実際に保険をやるわけだから。しかし、他に雇用分野、社会的弱者分野、病院経営などの事業をするわけですから、それは保険会社がやっていないわけですから、その部分を規定する法律があるべきです。市場という場所で公平性を保つとすれば、重なる法律が出てくる。

例えばイギリスの場合、協同組合といっても協同組合法が存在しないわけだから、会社法みたいなものを使っているのか、会計法を使っているのか、それはわかりません。フランスだったら協同組合法と株式会社法と重なって適用されてくるわけですから、ないのはまずいと思う。保険法だけでやるのもまずい。それでは括れない部分があるわけです。それは非営利であるとか、配分次第とか。そういうところをどう認めるかということ、日本の役所はそういう発想がほとんどないので、

公益法人法もそうだが、官益という側面しか見ないとところが非常に難点だと思います。主張しないと聞いてくれない。

—— 不特定多数の募集をかけて、結果的に組合員、賛助会員にして書類にする。ああいうスタイルでやるのは共済と名乗ってはいかんということですね。特定の限られた団体の会員にしか募集しない。

石塚 法律を変える時にJAの言い方は、なぜ不特定多数の人に声をかけるのかと言ったら、だって、お試し期間がなければ困るでしょう。変な言い訳をしてメンバーシップの原則をなし崩しにしちゃっているわけです。そういうせこい言い訳をするからよくないのです。本当にそうか。本当はそうじゃないです。勝手にやっている。

—— 生協も組合員に。

石塚 生協も同じ理屈で、組合員になるには、お試し期間が必要だと。

—— 総研さんも最初から支援されていると思うんですが、例の協同労働の協同組合の法制化の動きが、すでに議員の連絡会を作っているんです。70人ぐらいの議員が集まっている。これも概念で、書いてあるものを見てみると、3つの協同。働くもの同士の協同、利用者との協同、地域の人の協同と、3つ掲げていて、これまでは国や自治体がやっていた公共サービスに代わるものを自分たちが企業して作り上げていくという概念ではある。ソーシャル・エンタプライズの考え方だと思う。ヨーロッパで盛んになっているものに近いような形ではないか。実態的にいえばいまあるのはNPO法人的なものがそれに該当するのかと思うし、NPO法人の法律も今後見直されると聞いていますが、社会的企業という概念が国や自治体(公的)がやるのではなくて、市民が中心になって、受け皿に代わるものをやるんだということは、ある意味、私たちがやっているような自主共済の社会的役割とも共通するものがあるわけです。

国の中でももしこういう制度を支援するという

のであれば、自主共済を否定すること自体も理屈からいえば逆におかしなことになるのではないかと。公的なものでできないものを自主共済が構成員のためではあるけれども、それなりの社会的役割を果たしているという意味では、法的な面でももしそういうソーシャル・エンタプライズの動きを社会が認める、あるいは国が認めるような方向であるならば、当然、自主共済についての存在基盤というか、社会的役割も法的に当然認めるべきではないかという理論づけはできるのではないかと思います。その辺はどうですか。

石塚 僕がずっと言っていたのは、協同労働という概念は難しく政治家なんかにはわからないので、社会的企業とか社会的貢献企業法とかにして、労働をキーワードにしないほうがわかりやすいのではないかということです。もし公益法人とかNPO法人とかにプラスして、ヨーロッパ的に社会的企業という法律ができれば、その中の事業の一環として例えば共済活動とか入れば、すごくすっきりすると思います。ただ、日本の政府が推進している社会的企業は、アメリカタイプです。

—— 経済産業省のソーシャルビジネス研究会では新政策を盛り込んだ最終報告をまとめるところまできている。この方が一橋の谷本先生が座長になっている。その中で社会的に企業を支援する整備ということで、イギリスみたいにNPOと会社の間で新しい法人格を設けるということも考えている。

石塚 大体日本の法律はヨーロッパとアメリカからもってくるのが多いんだけど、もってきたら全然違ったものになっている。独立行政法人もイギリスモデルだが日本にもってきたら、イギリスとは全然雰囲気違う。しかし、イギリスのコミュニティ・インタレスト・カンパニーという形で社会

的企業法を日本でも作ったらいいと思いますが。イギリスの場合はブレアが言っているように、コミュニティ・インタレスト・カンパニーはソーシャル・エコノミーを推進するためにこれを作るんだと前文に書いている。

—— 株式会社ではないものということと、社会的、公益、例えば環境問題とか福祉、高齢者社会を考えての企業だと思うんです。

石塚 環境問題は一つのイデオロギーだと思うんです。環境問題が一つの政策に出てきたのは、ドイツの緑の党みたいのところから出てきたが、南北問題とか考えると圧倒的に発展途上国は不利です。グローバルな戦略として環境問題は、先進国の経済支配のイデオロギッシュなものになっているのではないかという気がする。アフリカ人は怒っています。

—— 話を戻すと、谷本さんの話は別にして、共同は明らかに近い概念があると思うんです。

石塚 いろんな可能性があるから、共済組織法そのものを考えていくということもあるし、社会的企業法みたいの中にくっつけて考えていくというやり方も議論としてはあって、むしろ世間的にはそのほうがわかりやすくなるかと思うんです。

NPO法では共済は書いてなかった。公益法人法も職種が20ぐらい載っていたけれど、明確に共済事業とか入ればいい。20何番目かに入ればいい。

—— それは入れないですね。

石塚 そうなると、また共済とは何かという話になってくるから。

(2008年6月6日開催)